

柴田町特別簡易型総合評価落札方式
落札者決定基準

【工事名：平成21年度柴田町公共下水道事業新栄污水枝線その3工事】

宮城県柴田町

平成21年7月

1. 総則

本基準は、柴田町が発注する工事における請負者の選定を、特別簡易型総合評価落札方式で実施するにあたっての基準を示すものである。

2. 総合評価点の算定方法

総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たす者を対象に行う。

ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者。

イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料(以下「総合評価技術資料」という。)を提出した者。

ウ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低制限価格以上であること。

総合評価点は、次の算式により算定する。

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

価格評価点 80点

価格以外の評価点 20点

3. 価格評価点の算定方法

価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点 = 配点(80点) × (最低入札価格 / 入札価格)

[小数点以下第3位四捨五入]

最低入札価格は各入札者(失格となった者を除く)の入札金額のうち、最低の価格とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4. 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算出した評価点の合計とする。

総合評価技術資料の提出が無い者の取り扱い

・総合評価技術資料の提出が無い者は失格とする。

価格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大限とし、錯誤の取り扱いにより発注者が行う修正評価は減点措置のみとする。

虚偽の申告による応札は失格とする。

・虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合で入札参加者が申告内容を証明できない場合とする。

錯誤の申告による応札

・入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で、入札参加者が申告内容に虚偽がないことを明確に証明できたときは、錯誤による応札とし、最低評価点に修正する。

錯誤の申告による応札

・入札参加者が有している実績以下の内容で申告をした場合は、錯誤による応札

とし、申告内容どおりに評価する。

5. 落札者の決定方法

落札者の決定

・入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

総合評価点と同点の場合の取り扱い

・総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

配置する技術者に対するヒアリング

・落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置する技術者に対してヒアリングが出来るものとする。

その場合、例えば以下の項目について確認する。

- ・配置する技術者の経歴、資格
- ・同種工事の経験の有無
- ・同種工事の施工実績として挙げた工事の概要 等

配置する技術者の取り扱い

・本工事が完了するまでの間に配置する技術者の変更は原則認めない。（工場製作等を含む工事又は技術者のやむを得ない事情等により変更が必要と監督職員が認めたときを除く）

6. 価格以外の評価項目及び評価点

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

柴田町総合評価落札方式・価格以外の評価項目及び評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	配点
施工能力	同種工事の 施工実績 (別記様式2)	同種工事は発注者が指示する工種を含む工事とする。	同種施工実績あり	5
			施工実績なし	0
	工事成績	宮城県工事成績点数 【過去5年間の平均値】	75点以上	4
			65点以上75点未満	2
			65点未満又は実績なし	0
	配置技術者の能力 (別記様式3)	同種工事は発注者が指示する工種を含む工事とする。	同種工事成績あり	5
施工実績なし			0	
指名停止等 処分	過去2年間における指名停止処分の有無(柴田町からの指名停止に限る)	なし	0	
		指名停止を受けたことがある(1回につき)	2	
地域貢献	営業拠点の 所在地	本社の所在地により評価	柴田町内に本社が在るもの	2
			柴田町内に無いもの	0
	除融雪業務及び災害対応等 (別記様式4)	柴田町との除融雪業務及び災害対応等による活動実績 提出期限日から過去5年以内のものとする	柴田町との除融雪業務契約あり 柴田町からの要請により、災害対応への出勤 実績あり 、 の両方を満たす場合	4
			、 の一方を満たす場合	2
		契約及び実績なし	0	
合 計				20

同種工事の要件

当該工事の開札日の属する年度の直前5ヵ年度及び、入札告示日までに完成し、引き渡し完了した、阿武隈川下流流域下水道受益市町が発注した同種工事(沈理工法)を元請として施工した実績があること。

7. 提出資料並びに資料作成方法

応札者は別記様式 1 から別記様式 4 を提出すること。

別記様式 1 には応札者記入欄に応札者自らが該当点数を記入し提出すること。

資料は、次に従い作成すること。

施工実績

- ・別記様式 2 に記載すること。記載する同種工事の施工実績は 1 件でよい。
- ・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- ・同種工事の施工実績については、記載する工事の C O R I N S（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分））の写しを提出すること。ただし、C O R I N S 等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

工事成績

- ・柴田町工事成績評点の実績がないため、当分の間、宮城県工事成績点数を評価基準とする。

配置技術者の同種工事の施工実績

- ・同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式 3 に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。）。記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。
- ・同種工事の施工実績については、記載する工事の C O R I N S（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分））の写しを提出すること。ただし、C O R I N S 等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。 の施工実績と重複し、配置技術者の従事が確認できれば提出を省略できる。

指名停止処分

- ・当該工事の開札日の属する年度の、直前 2 カ年度及び当該工事入札公告日までに柴田町から指名停止を受けた回数を基準とし、1 回につき 2 点減点とする。

除融雪業務及び災害対応による地域貢献の実績

- ・除融雪業務及び災害対応による地域貢献の実績の有無を別記様式 4 に記載すること。なお、実績がある場合は当該実績を証明する契約書等の写しを提出すること。ただし、提出された契約書の写しにおいて、申請書及び資料の提出期限日における当該契約の有効性が証明できなければ実績として認めない。
- ・過去 5 年間の出勤実績を評価の対象とするので、出勤の実績がある場合は、その旨を記載すること。